

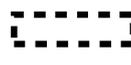
熊原第21-045号
令和3年10月22日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

使用前確認申請内容の変更について

令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号及び令和3年7月9日付け熊原第21-039号をもって記載事項の一部を変更した核燃料物質の加工施設に係る使用前確認申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第3項の規定により、別記のとおりその変更の内容を説明する書類を提出します。

内は、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

別 記

1. 変更の内容

- (1) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号及び令和3年7月9日付け熊原第21-039号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「四、法第16条の2第1項又は第2項の認可年月日及び認可番号」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号

令和2年10月2日 原規規発第2010025号（第3次申請）

令和3年5月24日 原規規発第2105241号（第4次申請）

(変更後)

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号等

令和2年10月2日 原規規発第2010025号（第3次申請）

（令和3年9月16日付け熊原第21-041号にて軽微な変更の届出）

令和3年5月24日 原規規発第2105241号（第4次申請）

- (2) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号及び令和3年7月9日付け熊原第21-039号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「五、使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

構造、強度及び漏えいに係る検査（第一号*）

期日 自 2020年（令和2年）11月中旬

至 2021年（令和3年）9月中旬

場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

機能及び性能に係る検査（第二号*）

期日 自 2021年（令和3年）6月中旬

至 2021年（令和3年）9月中旬

場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

品質マネジメントに係る検査（第三号*）

期日 自 2021年（令和3年）6月下旬

至 2021年（令和3年）9月下旬

場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

*核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の2第1項

(変更後)

構造、強度及び漏えいに係る検査（第一号*）

期日 自 2020年（令和2年）11月上旬
至 2022年（令和4年）6月上旬

場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

機能及び性能に係る検査（第二号*）

期日 自 2021年（令和3年）9月下旬
至 2022年（令和4年）3月中旬

場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

品質マネジメントに係る検査（第三号*）

期日 自 2021年（令和3年）11月中旬
至 2022年（令和4年）6月中旬

場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

*核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の2第1項

- (3) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号及び令和3年7月9日付け熊原第21-039号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「六、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

2021年（令和3年）11月10日

(変更後)

2022年（令和4年）7月28日

- (6) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号及び令和3年7月9日付け熊原第21-039号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「添付資料-3:施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付3に示す。

(変更後)

添付4に示す。

- (7) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号及び令和3年7月9日付け熊原第21-039号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「添付書類-4:加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付5に示す。

(変更後)

添付6に示す。

2. 変更の理由

- ・ 設工認（第3次申請）の軽微な変更の届出を行ったことを反映する。
- ・ 工事の工程、期日及び加工施設の使用の開始の予定時期を変更する。
- ・ 「七、加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法」について、別途申請を予定していた保安規定の変更を行わず、設工認（第4次申請及び第5次申請）の工事の方法及び現行の保安規定に従ったものとするよう変更する。
- ・ 使用前事業者検査の実績を追加するとともに予定を変更する。
- ・ その他記載の適正化を行う。

工事の工程に関する説明書

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度									2021年(令和3年)度										
					7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号 (第3次申請)	核燃料物質 の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟 —	改造					▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	△	△	△□	○				
		第1加工棟	第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	撤去															—	△□	○			
		第1加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	撤去																—	△□	○		
		第1加工棟	第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域	撤去																	—	△□	○	
		第1加工棟	第1-1輸送物保管区域 —	新設																	—	△□	○	
	放射性廃棄物 の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造 ⁽¹⁾																	△□	○		
		第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造																	—	△□	○	
		第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし																		△□	○	
		第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし																		△□	○	
		第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造																	—	△□	○	
		第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし																			△□	○
		第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	変更なし																			△□	○
		第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	改造 ⁽¹⁾																			△□	○
	放射線管理 施設	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ 検出器	移設																	—	△□	○	

(1) 最大保管廃棄量の変更であり、工事を伴わない。

- 【凡例】
- : 工事
 - △ : 使用前事業者検査(1号検査)(予定)
 - ▲ : 使用前事業者検査(1号検査)(実績)
 - ▽ : 使用前事業者検査(2号検査)
 - : 使用前事業者検査(3号検査)
 - : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度						2021年(令和3年)度										
					7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
令和2年10月2日付け 原規規発第 2010025号 (第3次申請)	その他の加工施設	第1加工棟	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	変更なし																	
		第1加工棟	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	変更なし														△□	○		
		第1加工棟北側屋外	防護壁 防護壁 No. 1	新設							▲		▲			▲	△		△□	○	
		第1加工棟	緊急設備 非常用照明	改造															△□	○	
		第1加工棟	緊急設備 誘導灯	改造															△□	○	
		第1加工棟	緊急設備 避難通路	新設																△□	○
		第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造																△□	○
		第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	改造																△□	○
		第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造																△□	○
		第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造																△□	○
		第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造																△□	○
		第1加工棟	消火設備 消火器	増設																△□	○
		屋外	消火設備 屋外消火栓	仮移設 ⁽²⁾																	
		屋外	消火設備 屋外消火栓配管	仮移設																	

(2) 仮移設する対象は、消火設備 屋外消火栓(消火栓 No.6)である。

【凡例】

- : 工事
- △ : 使用前事業者検査(1号検査)(予定)
- ▲ : 使用前事業者検査(1号検査)(実績)
- ▽ : 使用前事業者検査(2号検査)
- : 使用前事業者検査(3号検査)
- : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度									2021年(令和3年)度												
					7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
令和3年5月 24日付け原 規 規 発 第 2105241号 (第4次申 請)	成型施設	第2加工棟	第2加工棟 —	改造													△	△	△	△	△	▽	○			
	被覆施設	第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	燃料棒解体装置 No.1 —	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	燃料棒トレイ置台 —	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	脱ガス設備 No.1 運搬台車	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	改造														△	△	△	△	△	○			
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	変更なし																			△	○		
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	変更なし																				△	○	
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	改造															△	△	△	△	△	○		
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A) —	変更なし																				△	○	
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) —	変更なし																					△	○

【凡例】

— : 工事

△ : 使用前事業者検査 (1号検査)

▽ : 使用前事業者検査 (2号検査)

□ : 使用前事業者検査 (3号検査)

○ : 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度									2021年(令和3年)度								
					7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和3年5月 24日付け原 規 規 発 第 2105241号 (第4次申 請)	被覆施設	第2加工棟	ペレット検査台 No. 2	改造																		
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1部	変更なし																		
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部	変更なし																		
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2部	変更なし																		
		第2加工棟	ペレット一時保管台	改造																		
		第2加工棟	ペレット検査装置 No. 5	改造																		
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	改造																		
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	改造																		
		第2加工棟	燃料棒解体装置 No. 2	改造																		
		第2加工棟	計量設備架台 No. 9	変更なし																		
		第2加工棟	計量設備架台 No. 10	変更なし																		
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 9	変更なし																		
	核燃料物質 の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラック C型 No. 1	改造																		
		第2加工棟	燃料集合体保管ラック C型 No. 2	改造																		
		第2加工棟	燃料集合体保管ラック D型 No. 1	改造																		
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	撤去																		
第2廃棄物貯蔵棟		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	撤去																			
第5廃棄物貯蔵棟		第5廃棄物貯蔵棟	新設																			
第5廃棄物貯蔵棟		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	新設																			

【凡例】

 : 工事
 : 使用前事業者検査(1号検査)
 : 使用前事業者検査(2号検査)
 : 使用前事業者検査(3号検査)
 : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度									2021年(令和3年)度								
					7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和3年5月 24日付け原 規規発第 2105241号 (第4次申 請)	放射線管理 施設	屋外	モニタリングポスト No. 1 —	改造														△	△□	○		
		屋外	モニタリングポスト No. 2 —	改造															△	△□	○	
		第2加工棟 []	放射線監視盤(モニタリングポスト) —	改造															△	△□	○	
	その他の加 工施設	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造																△□	○	
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	改造																△□	○	
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSア ンテナ))	改造																△□	○	
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし																△□	○	
		第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造																△□	○	
		第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造																△□	○	
		第2加工棟	消火設備 消火器	増設																△□	○	
		第2加工棟	緊急設備 避難通路	新設																△□	○	
		第2加工棟	緊急設備 非常用照明	改造																△□	○	
		第2加工棟	緊急設備 誘導灯	改造																△□	○	
		第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	新設															△	△□	○	
第2加工棟	緊急設備 防護壁	新設															△	△□	○			
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	改造															△	△□	○			
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	改造															△	△□	○			

【凡例】

— : 工事

△ : 使用前事業者検査(1号検査)

▽ : 使用前事業者検査(2号検査)

□ : 使用前事業者検査(3号検査)

○ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度									2021年(令和3年)度								
					7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和3年5月 24日付け原 規規発第 2105241号 (第4次申 請)	その他の加 工施設	第2 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	撤去														■△ □○				
		第2 廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	撤去															■△ □○			
		第2 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	撤去															■△ □○			
		第5 廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	新設											△				△□ ▽○			
		第5 廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSア ンテナ))	新設											△				△□ ▽○			
		第5 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	新設											△				△□ ▽○			
		第5 廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	新設															△□ ○			
		第5 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	新設															△□ ○			
		第5 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	新設											△				△□ ▽○			
		第5 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	新設											△				△□ ▽○			
		屋外	消火設備 屋外消火栓配管	仮移設															△			

- 【凡例】
- : 工事
 - △ : 使用前事業者検査(1号検査)
 - ▽ : 使用前事業者検査(2号検査)
 - : 使用前事業者検査(3号検査)
 - : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

工事の工程に関する説明書

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度									2022年(令和4年)度															
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
令和2年10月2日付け原規規発第2010025号(第3次申請)(令和3年9月16日付け熊原第21-041号にて軽微な変更の届出)	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	改造	██████████			██████████			██████████			██████████			△			□												
		第1加工棟	第1-1貯蔵容器保管設備	撤去													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	第1-1貯蔵容器保管区域	撤去													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型	撤去													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	第1-1燃料集合体保管設備	撤去													██████████			△	□	○										
	放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	第1-1燃料集合体保管区域	撤去													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	第1-1輸送物保管区域	新設													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	保管廃棄設備	改造(1)													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	廃棄物保管区域	改造(1)													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	保管廃棄設備	変更なし													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	廃棄物保管区域	変更なし													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	保管廃棄設備	改造(1)													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	廃棄物保管区域	改造(1)													██████████			△	□	○										
		第1加工棟	保管廃棄設備	改造(1)													██████████			△	□	○										
	放射線管理施設	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ 検出器	移設										██████████						██████████			△	□	○							

(1) 最大保管廃棄量の変更であり、工事を伴わない。

【凡例】

- ██████████ : 工事
- △ : 使用前事業者検査(1号検査) (予定)
- ▲ : 使用前事業者検査(1号検査) (実績)
- ▽ : 使用前事業者検査(2号検査)
- : 使用前事業者検査(3号検査)
- : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度						2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度												
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
令和2年10月2日付け 原規規発第 2010025号 (第3次申請) (令和3年9月16日付け 熊原第21- 041号にて 軽微な変更 の届出)	その他の 加工施設	第1加工棟	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	変更なし													△	□							○				
		第1加工棟	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	変更なし														△	□							○			
		第1加工棟北側屋外	防護壁 防護壁 No. 1	新設			▲	▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	△□							○		
		第1加工棟	緊急設備 非常用照明	改造	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	緊急設備 誘導灯	改造	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	緊急設備 避難通路	新設	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	改造	▲		▲	▲	▲▲	▲▲▲▲▲	▲	▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	△	△	△	□							○	
		第1加工棟	緊急設備 大型外扉	改造															▲	△	△	△							○
		第1加工棟	緊急設備 外扉	改造															▲	△	△	△							○
		第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	改造	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造	■						■									△□	▽							○	
		第1加工棟	消火設備 消火器	増設	■						■									△□								○	
		屋外	消火設備 屋外消火栓	仮移設 ⁽²⁾			■													□									
		屋外	消火設備 屋外消火栓配管	仮移設			■													□									

(2) 仮移設する対象は、消火設備 屋外消火栓(消火栓 No. 6)である。

【凡例】

- : 工事
- △ : 使用前事業者検査(1号検査)(予定)
- ▲ : 使用前事業者検査(1号検査)(実績)
- ▽ : 使用前事業者検査(2号検査)
- : 使用前事業者検査(3号検査)
- : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度									2022年(令和4年)度								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和3年5月24日付け 原規発第2105241号 (第4次申請)	放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No. 1 —	改造												△	△	▽				□○			
		屋外	モニタリングポスト No. 2 —	改造													△	△	▽				□○		
		第2加工棟 ┌───┐ └───┘	放射線監視盤(モニタリングポスト) —	改造													△	△	▽				□○		
	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造													■	△	▽				□○		
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(ランプ))	改造													■	△	▽				□○		
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造													■	△	▽				□○		
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし														△	▽				□○		
		第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造													■	△	▽				□○		
		第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造													■	△	▽				□○		
		第2加工棟	消火設備 消火器	増設													■	△					□○		
		第2加工棟	緊急設備 避難通路	新設													■	△					□○		
		第2加工棟	緊急設備 非常用照明	改造													■	△	▽				□○		
		第2加工棟	緊急設備 誘導灯	改造													■	△	▽				□○		
		第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	新設									▲▲	▲▲	▲	▲	▲	▲	△	△	■			□○	
第2加工棟	緊急設備 防護壁	新設													▲	△	■				□○				
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	改造													▲	▲▲	▲▲	▲	△	△	△	■		□○	
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	改造														■	△	■				□○			

- 【凡例】
- : 工事
 - △ : 使用前事業者検査(1号検査)(予定)
 - ▲ : 使用前事業者検査(1号検査)(実績)
 - ▽ : 使用前事業者検査(2号検査)
 - : 使用前事業者検査(3号検査)
 - : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における保全重要度について、「補修及び改造基準（基保-018）」に従い、加工施設の安全上の重要度に応じ、下表に示す「保全区分」に従い管理を行う。

保全重要度	保全区分
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が大きく、検知修復性がないもの	A
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が小さいもの、又は故障の可能性は大きいが見知修復性があるもの	B
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2)	C
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2) 以外のもの	D

*1：事業許可で選定・評価した4つの設計基準事故のうち周辺環境への影響が比較的大きい事故及び重大事故に至るおそれがある事故である下記事故の発生防止及び影響緩和の機能

- ・ 爆発による閉じ込め機能の不全

*2：当該機器の故障が、許容できない下記の状況等を伴う場合

- ・ 運転員の作業負担等を生じる。
- ・ 修理又は機器交換に時間等を要する。

第3次申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度が高い保全区分Aに該当する機器はない。別紙－1に、撤去する物を除き、各機器の保全区分一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

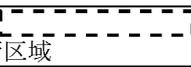
各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類
令和 2 年 10 月 2 日付 け原規規発 第 2010025 号 (第 3 次申 請)	核燃料物質 の貯蔵施設	第 1 加工棟 —	C	第 3 類
		第 1 - 1 輸送物保管区域 —	D	—
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
	放射線管理 施設	ガンマ線エリアモニタ 検出器	C	第 3 類
	その他の加 工施設	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	C	第 1 類
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	C	第 1 類
		防護壁 防護壁 No. 1	C	第 1 類
		緊急設備 非常用照明	C	第 3 類
		緊急設備 誘導灯	C	第 3 類
		緊急設備 避難通路	D	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第 3 類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	C	第 3 類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第 3 類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	C	第 3 類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	C	第 3 類
		消火設備 消火器	C	—
		消火設備 屋外消火栓 (仮移設)	C	第 3 類
		消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)	C	第 3 類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規 規 発 第 2105241号 (第4次申 請)	成型施設	第2加工棟 —	C	第1類
	被覆施設	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No.1 —	C	第2類
		燃料棒トレイ置台 —	C	第1類
		脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	C	第1類
		燃料棒トレイ —	C	—
		脱ガス設備 No.1 運搬台車	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A) —	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) —	C	第1類
		ペレット検査台 No.2 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	C	第1類
		ペレット一時保管台 —	C	第1類
		ペレット検査装置 No.5 —	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No.2 —	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規規発第 2105241号 (第4次申 請)	被覆施設	計量設備架台 No. 9 —	C	第2類
		計量設備架台 No. 10 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 9 —	C	第2類
	核燃料物質 の貯蔵施設	燃料集合体保管ラックC型 No. 1 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラックC型 No. 2 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラックD型 No. 1 —	C	第1類
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	第5廃棄物貯蔵棟 —	C	第3類
		保管廃棄設備  廃棄物保管区域	D	—
	放射線管理 施設	モニタリングポスト No. 1 —	C	第2類
		モニタリングポスト No. 2 —	C	第2類
		放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	C	第2類
	その他の加 工施設	緊急設備 避難通路	<u>C</u>	—
		緊急設備 非常用照明	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	C	第3類
		緊急設備 防護壁及び防護柵	C	第1類
		緊急設備 防護壁	C	第1類
		緊急設備 コンクリート閉止部	C	第1類
		緊急設備 堰、密閉構造扉	<u>C</u>	第1類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	<u>C</u>	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	C	第3類
		消火設備 消火器	C	—
		消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)	C	第3類

保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における保全重要度について、「補修及び改造基準（基保-018）」に従い、加工施設の安全上の重要度に応じ、下表に示す「保全区分」に従い管理を行う。

保全重要度	保全区分
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が大きく、検知修復性がないもの	A
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が小さいもの、又は故障の可能性は大きい が検知修復性があるもの	B
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2)	C
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2) 以外のもの	D

*1：事業許可で選定・評価した4つの設計基準事故のうち周辺環境への影響が比較的大きい事故及び重大事故に至るおそれがある事故である下記事故の発生防止及び影響緩和の機能

- ・ 爆発による閉じ込め機能の不全

*2：当該機器の故障が、許容できない下記の状況等を伴う場合

- ・ 運転員の作業負担等を生じる。
- ・ 修理又は機器交換に時間等を要する。

第3次申請及び第4次申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度が高い保全区分Aに該当する機器はない。別紙－1に、撤去する物を除き、各機器の保全区分一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類	
令和2年10 月2日付け 原規規発第 2010025号 (第3次申 請) (令和3年9 月16日付け 熊原第21- 041号にて軽 微な変更の 届出)	核燃料物 質の貯蔵 施設	第1加工棟	C	第3類	
		—			
		第1-1輸送物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域	D	—	
		放射線管 理施設	ガンマ線エリアモニタ 検出器	C	第3類
		その他の 加工施設	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	C	第1類
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	C	第1類
			防護壁 防護壁 No. 1	C	第1類
	緊急設備 非常用照明		C	第3類	
	緊急設備 誘導灯		C	第3類	
	緊急設備 避難通路		D	—	
	緊急設備 コンクリート閉止部		C	第3類	
	緊急設備 大型外扉		C	第3類	
	緊急設備 外扉		C	第3類	
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))		C	第3類	
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))		C	第3類	
	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))		C	第3類	
	火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)		C	第3類	
	火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)		C	第3類	
	消火設備 消火器		C	—	
	消火設備 屋外消火栓 (仮移設)		C	第3類	
	消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)		C	第3類	

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規 規 発 第 2105241号 (第4次申 請)	成型施設	第2加工棟 —	C	第1類
	被覆施設	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No.1 —	C	第2類
		燃料棒トレイ置台 —	C	第1類
		脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	C	第1類
		燃料棒トレイ —	C	—
		脱ガス設備 No.1 運搬台車	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A) —	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) —	C	第1類
		ペレット検査台 No.2 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	C	第1類
		ペレット一時保管台 —	C	第1類
		ペレット検査装置 No.5 —	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No.2 —	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規 規 発 第 2105241号 (第4次申 請)	被覆施設	計量設備架台 No.9 —	C	第2類
		計量設備架台 No.10 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.9 —	C	第2類
	核燃料物 質の貯蔵 施設	燃料集合体保管ラック C型 No.1 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラック C型 No.2 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラック D型 No.1 —	C	第1類
	放射線廃 棄物の廃 棄施設	第2廃棄物貯蔵棟 (撤去) —	C	第3類
		保管廃棄設備  (撤去) 廃棄物保管区域	D	—
		第5廃棄物貯蔵棟 —	C	第3類
		保管廃棄設備  廃棄物保管区域	D	—
	放射線管 理施設	モニタリングポスト No.1 —	C	第2類
		モニタリングポスト No.2 —	C	第2類
		放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	C	第2類
	その他の 加工施設	緊急設備 避難通路	<u>D</u>	—
		緊急設備 非常用照明	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	C	第3類
		緊急設備 防護壁及び防護柵	C	第1類
		緊急設備 防護壁	C	第1類
		緊急設備 コンクリート閉止部	C	第1類
		緊急設備 堰、密閉構造扉	<u>D</u>	第1類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	<u>D</u>	—
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	C	第3類
		消火設備 消火器	C	—
		消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)	C	第3類

加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由に関する説明書

加工施設のうち、設工認（第4次申請）に係る放射性廃棄物の廃棄施設（第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域）について、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由を以下に記す。

第5廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の設備・機器を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第5廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域は、放射性液体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。これらは、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のためであり、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域を撤去し、その代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] [] 廃棄物保管区域を新設するものである。

新規制基準への対応の経過措置期限後に第2廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）は、今後も継続しなければならない。このため、設工認（第4次申請）に基づいて、まず、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域の適合性を確認した上で、その完成した部分を使用する必要がある。なお、この使用の前には、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性も合わせて確認する。これにより、第2廃棄物貯蔵棟内に保管廃棄している放射性液体廃棄物を新設する第5廃棄物貯蔵棟内に移動させて、加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）を継続することができるものとなる。最後に、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域並びに第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備、緊急設備）を撤去する。

なお、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域並びに第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が継続して維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は、別途変更申請し認可を受けた保安規定に従って行う。

加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由に関する説明書

加工施設のうち、設工認（第4次申請）に係る放射性廃棄物の廃棄施設（第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域）について、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由を以下に記す。

第5廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の設備・機器を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第5廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域は、放射性液体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。これらは、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のためであり、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域を撤去し、その代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] [] 廃棄物保管区域を新設するものである。

新規制基準への対応の経過措置期限後に第2廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）は、今後も継続しなければならない。このため、設工認（第4次申請）に基づいて、まず、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域の適合性を確認した上で、その完成した部分を使用する必要がある。なお、この使用の前には、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性も合わせて確認する。また、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備である火災感知設備のうち自動火災報知設備（受信機）及び通信連絡設備のうち所内通信連絡設備（電話交換機）は、その系統の一部及び接続する非常用電源設備が第5次申請対象であるが、これら自動火災報知設備（受信機）、所内通信連絡設備（電話交換機）及び非常用電源設備についても適合性を確認することで第5廃棄物貯蔵棟の完成とし、使用するものとする。これにより、第2廃棄物貯蔵棟内に保管廃棄している放射性液体廃棄物を新設する第5廃棄物貯蔵棟内に移動させて、加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）を継続することができるものとなる。最後に、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域並びに第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備、緊急設備）を撤去する。

なお、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域並びに第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が継続して維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は、現に認可を受けた保安規定に従って行う。